

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530151

研究課題名(和文)共和制イングランドの政治理念に関する研究：良心論および契約論の視点から

研究課題名(英文)Conscience and Contract: A Study on Ideological Foundations of the English Republic

研究代表者

大澤 麦(Osawa, Mugi)

首都大学東京・社会(科)学研究科・教授

研究者番号：30306378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、17世紀中期の共和制イングランドの政治理念を、宗教改革に淵源をもつ良心論と契約論の観点から分析することにあった。イングランドの共和主義思想に対する従来の分析は、専ら古典古代に由来する世俗的な国家論に依拠してきた。それに対して本研究は、個人の自由と体制への信託とを総合するキリスト教的な共同体の理念なしに、イングランドの共和制は基礎づけられないことを歴史的かつ理論的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research was aimed at analyzing ideological foundations of the English Republic in the mid-seventeenth century, in terms of the theories of both conscience and contract, which originated in the Reformation. A lot of previous approaches to English republicanism have relied upon secular political theories which have their roots in the ancient Greece and Rome. The research showed historically and theoretically that the English Republic could not be founded and sustained without the Christian ideal of community that united individual freedoms and social obligations.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：共和主義 良心 契約 プューリタニズム イギリス革命 寛容 レヴェラーズ 自由主義

1. 研究開始当初の背景

J・G・A・ポーコックやQ・スキナーの研究に触発された近年の17世紀中期の英国政治思想研究は、ジェームズ・ハリントン、マーチャumont・ニーダム、ジョン・ミルトンなどの、主として国王空位期(Interregnum 1649-1660)に政治の表立った舞台上に登場する共和派(Commonwealth Men)の構想した国家論に大きな関心を寄せるものが多い。それらが「国王なきイングランド」という意味での共和国の現実に強い有意性をもつことは言うまでもないが、しかしその際、それらの出版がすべて1656年(護国卿オリヴァ・クロムウェルの独裁政権時代)から1660年(王政復古直前)にかけてなされていることには留意すべきである。つまり、彼らの国家論は1649年に成立した共和国の成立に寄与したもので、その原理を解き明かしたものでなく、言わばデ・ファクトに存在する「空位」という空間の中で、自らの理想とする国家像を提示して見せたという面が払拭できない。共和制イングランドの政治思想を、彼らの国家論のみで安易に代替させることができない所以である。

私はこうした問題状況に鑑み、宗教改革に起源をもつ良心論とその系譜から現れるピューリタニズムの契約理論とに注目し、これらの分析を共和制イングランドのレジームとしての正当性の探求に援用することを考えた。従来、契約論は、上記の古典古代(とくに共和制ローマ)に由来する共和主義者たちの世俗的な政治理論(「自由な国家Free-State」論)とは距離をおいて考察されてきた。しかし、この理念の中核にある良心論に注目するとき、両者の関係の究明にこそ、この時代の政治思想の構造を明らかにする鍵が潜んでいることが分かる。良心は、今日の自由主義思想においては、私人の道德意識や判断を示す「私的良心」という意味で用いられ、私的自由と結び付けられるとともに、公共性と対立するものと捉えられがちである。しかし、17世紀イングランドにおいて良心は「自由」との結びつき(すなわち、「良心の自由」)ばかりでなく、政治権力への「信従」(conformity)や「忠誠」(allegiance)という概念と強い親和性をもっていた。「共に知る」という語源的意味を持つ良心は、個人の内面に存する実践的な判断力であると同時に、共同体の倫理的紐帯として働く社会倫理であったからである。この2つの契機を相互媒介するのが「契約」であり、この理念なしに共和制イングランドの正当性は調達されえなかったのではないか。この仮定こそが、まさに本研究の土台に位置する基本的な問題関心となった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、共和制イングランドの政治理念を、宗教改革に淵源をもつ良心論と契約論の観点を用いて明らかにすることで

ある。イングランドの共和主義思想に対する従来の分析は、専ら古典古代に由来する世俗的な国家論に依拠して行われてきたため、不十分かつ一面的なものであった。これに対し本研究は、聖俗二つの視点から、その体制の政治思想的特質を多面的に解明する。その分析の鍵が、個人の自由と体制への信従とを総合する社会倫理としてのピューリタニズムの良心論とそれに由来する契約論である。これにより、本研究は17世紀中期のイングランドの共和国をめぐる政治思想、とりわけ共和主義政治思想に流れる新たな水脈を発見しようとする。そして、自由主義と共和主義という近代の二大思潮の関係、さらには現代政治の公私の二元的対立という問題を考察する際の重要な手掛りを提供する。

3. 研究の方法

本研究は、全体を通じて、一次資料や研究文献を丹念に読み進めて、これらを分析するという方法で遂行された。使用された一次資料の多くは、前世紀以来刊行されてきた複数の定評ある資料集に収録されているもののほか、以下の2つのマイクロフィルム・コレクションに収録されたものである。

・ *Thomason Tracts*, University Microfilms International, 1977-1981.

・ *Early English books, 1641-1700*.

このほか不足分については、イギリスの大英図書館とオックスフォード大学ボードリアン図書館、そしてアイルランドのトリニティ・カレッジ・ダブリン図書館での資料調査によって、これを補った。

また、本研究を遂行するにあたっては、各種学会を通じての関連諸分野の研究者との学術的交流も大変重要であった。とくに、政治思想学会、日本政治学会、日本ピューリタニズム学会の各研究大会、定例研究会での研究報告や意見交換は本研究を遂行していく上で、非常に有益であった。さらに、下記「5. 主な発表論文等」の項で言及した翻訳との関係で、アイルランド史家であるトリニティ・カレッジ・ダブリンのミホル・オショククル氏との面会による直接的な意見交換を行うことができたことは、本研究の今後の発展を考える上で、貴重な機会となった。

4. 研究成果

本研究の中心的な成果は、次項に掲げた2つの学術論文、すなわち「共和制イングランドの成立とレヴェラーズの『人民協約』: 英国共和主義思想における社会契約論」および「共和制イングランドの政治原理: 「国王殺し」と契約論」の中に凝縮されている。よって、以下、両論文の内容と意義を記すことによって、本研究の研究成果報告としたい。

17世紀中期、1649年の国王チャールズ一世の処刑によって成立した共和制イングランドは、明確な政治理念・思想によって成し遂げられたものではなく、状況の推移の

なかで、いわば偶発的な成り行きによって成立したものであると主張されてきた。それは、J・G・A・ポーコックやB・ウォーデンといった碩学においても例外でなく、彼らはイングランドの共和主義がイングランド革命の原因ではなく、逆にその創造物であったことを強調している。このような理解は、この時代の共和主義政治思想の研究に2つの方向性を付与した。ひとつは、偶発的に成立した共和国の存在を、現在それが存在しているという事実において正当化しようとするデ・ファクト理論への多大なる関心である。これはQ・スキナーがトマス・ホブズの思想史的コンテキストとしてこれを重視したことも相俟って、多くの研究者の注目を集めた。もうひとつは、イングランドの共和主義者の政治思想を、現実の共和国の政治理念とは切り離して論じる傾向である。ジョン・ミルトン、マーチャumont・ニーダム、ヘンリ・ヴェーン、ジェームズ・ハリントンなど、個々の思想家の研究においては深い蓄積があるものの、彼らの共和主義の分析は現実の共和国の存立理念との関連が問われるよりも、その独創性や後世への影響に力点が置かれるのが常であった。本研究は、以上の二つの見方がいずれも共和主義思想を世俗的な観点からのみ捉えようとしている点に着眼し、それとは全く逆の宗教改革に淵源をもつピューリタニズムの良心論と契約論の観点から、これを分析し直すことを試みた。それによって、本研究は共和制イングランドの政治原理を、共和主義政治思想の展開過程の中で積極的に捕まえ、位置づけるための新しい視座を発見することができた。

このような観点に立つ本研究が重視するのが、ピューリタニズムと共和主義とを結節する「契約」の概念である。就中、本研究ではイングランド革命のなかで生み出された「厳粛な同盟と契約」(Solemn League and Covenant, 1643)、『人民協約』(Agreement of the People, 1647-9)、「共和国臣従契約」(Engagement, 1649-50)という3種の「契約」をめぐる議論に注目した。ピューリタンの中でも保守的な長老派が主導性を取った「厳粛な同盟と契約」は革命の政治過程においてイングランドに「キリスト教共同体」としての性格を付与し、イングランド国制の世俗化と共和国化とに抗する強力な理念を提供し続けた。だが、それ以上に重要だったのが、分離派の急進的なピューリタンが支持した政治集団レヴェラーズの起草した成文憲法草案『人民協約』である。それは自然権理論と社会契約説とを構成原理にした一院制モデルの共和政体にイングランドを変革する国家構想であった。レヴェラーズは革命の中心勢力となるオリヴァ・クロムウェルのニューモデル軍に接近し、その実力によって『人民協約』を国王処刑後の共和国の憲法にしようと画策した。すなわち、共和制イングランドをデ・ユレに基礎づける政治思想は

なかったのではなく、レヴェラーズによって明確に準備されていたのである。本研究は、彼らの3つの『人民協約』とニューモデル軍幹部ヘンリ・アイアトンによる対案である『軍の抗議』および『士官人民協約』との緻密な比較検討を通じて、この点の詳細を明らかにすることができた。

もっとも、1649年1月に成立した現実の共和制イングランド、すなわち「コモンウェルスにして自由な国家」は、軍とその協賛者から成る独立派が長老派とレヴェラーズを弾圧することによって樹立したものであった。それは力による制圧であり、その意味で共和国はデ・ファクトに存在していたに過ぎなかった。しかし、共和国政府が3月に自らの正当性を主張するために公表した「イングランド議会の宣言」は、デ・ファクト理論のみならず、共和国が全イングランド人民の同意と信託によって成立したものであることを訴えた。それはまさに『人民協約』の原理であった。だが、デ・ファクト理論と『人民協約』とは相矛盾する原理であるだけでなく、共和国の成立経緯からして、その正当性を「人民の同意と信託」に求めることが欺瞞であることは衆目の一致する所であった。そのことを自覚した共和国政府が18歳以上の全男性に署名を課した「共和国臣従契約」は、デ・ファクトに存在する共和国の正当性を国民の事後的な同意によって調達せんとする構想であった。

この「共和国臣従契約」は『人民協約』を逆立ちさせた構想であった。すなわち、後者が現状を前国家的な自然状態とみなして、署名＝契約によって共同体＝人民を形成した後、国家の権力機構を備えるのに対して、前者はデ・ファクトに存在する国家の実力によって臣従の契約(署名)を強制し、それによって共同体を形成しようとするからである。ここで重要なのは元々の署名期限であった50年1月1日が3月25日までに延長されただけでなく、当初は議会の肅清、国王裁判、国王処刑の三項目の是認が盛り込まれていた「契約」内容が徐々に削ぎ落とされていき、最終的には署名者の良心的葛藤を最小限に抑えるために、次の文言にまで簡素化されたことである。「私は、現在樹立されている国王や貴族院のないイングランドのコモンウェルスに対して、誠実にして忠実であることを宣言し約束する」。この「契約」の最大の特徴は、当時において共和国に敵対していた国王派と長老派を排斥するのではなく、これを可能な限り包摂することに、その目的が置かれていたことである。言うまでもなく、それによって初めて共和国は持続可能性を獲得することができるからである。しかし、「共和国臣従契約」への署名者は一向に増えなかった。共同体の紐帯は良心的コミットメントを要するのであり、力による強制によってそれは生まれなかったからである。すなわち、共和国はピューリタニズムの良心に基づ

いた共同体倫理なくして持続性と安定を獲得することはできない。これが本研究全体の結論と言えるものである。

この本研究の結論は、1653年12月に発布されたイングランド史上初の成文憲法と言うべき「統治章典」(The Instrument of Government)によって成立したクロムウェルの護国卿体制の政治思想史的意味についても、光を投げかけるものである。護国卿(Lord Protector)は議会と最高立法権を共有し、國務会議の補佐により統治権と執行権を行使する、強大な権限を持った終身の官職であり、その点からクロムウェルの軍事独裁の側面が強調される傾向にあった。しかし、クロムウェルの地域共同体の代表たる州ジェントリへの厚遇、そしてピューリタン諸派への寛容政策を考えると、護国卿は聖俗両共同体を調和させ、これによって共和国の礎を築くための官職という側面をもっていた。実際、クロムウェル自身は、護国卿を共和国が安定するまでの間の臨時職のように考えていた節がある。もちろん、周囲にはそのような認識はなく、彼の恣意的な支配権の暴走が警戒された。クロムウェルの寛容な教会運営に不満を募らせた長老派議員たちは、「統治章典」に代わる「議会憲法」案を作成し、護国卿の権力を人民の代表たる議会から下賜されたものと位置づけようとした。また、クロムウェルの文民の支持者たちは彼に王位を提供するとともに上院を復活させ、「古来の国制」の立憲主義によって彼の権力を制限し、古来の自由と権利を復活させようとした。結局クロムウェルは軍の士官の意向を汲んで王位を拒否したが、57年5月、「謙虚な請願と勧告」(The Humble Petition and Advice)という名称で起草された文民派の、上院の復活を盛り込んだ新憲法草案を受け入れて、改めて護国卿に就任した。だが、こうした護国卿権力の抑制を図る動きのなかで最も徹底していたのが、「一人支配」そのものを否定する共和主義者たちの活動であった。これこそがこの時代に精力的に活動した、ミルトン、ニーダム、ヴェーン、ハリントン、ネーヴィルらの共和派(Commonwealth-men)の共和主義による国家構想のコンテキストなのであり、これを本研究の射程に入れるとき、イングランドの共和主義政治思想は初めてトータルに把握することが可能となるはずである。なお、これについては、平成26~28年度に科学研究費補助金基盤研究(C)によって行われる「17世紀イングランドにおける護国卿体制の政治理念に関する研究」(課題番号:26380176)において、十分に究明される予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

大澤麦「共和制イングランドの政治原理:「国王殺し」と契約論」、『法学会雑誌』54巻1号、査読無、357-394頁、2013年。

<http://hdl.handle.net/10748/5934>

大澤麦「共和制イングランドの成立とレヴェラーズの『人民協約』:英国共和主義思想における社会契約論」、『法学会雑誌』52巻1号、査読無、75-112頁、2011年。

<http://hdl.handle.net/10748/4599>

〔学会発表〕(計 1 件)

大澤麦「共和制イングランドの政治理念: Covenant と Agreement と Engagement の狭間で」, 日本ピューリタニズム学会定例研究会、聖学院本部新館、2012年9月29日。

〔図書〕(計 1 件)

川出良枝、鹿子生浩樹、田上雅徳、松村奈津子、太田義器、梅田百合香、大澤麦、山田園子、辻康夫、井柳美紀『岩波講座政治哲学1 主権と自由』岩波書店、2014年、総頁239頁(7章の「イングランド革命期の政治思想:ピューリタニズムとリパブリカニズム」(149-172頁)を分担した)。

〔その他〕(計 3 件)

大澤麦「マイケル・ウォルツァーのピューリタニズム」、『政治思想学会会報』37、依頼有、1-5頁、2013年。

http://www.jcspt.jp/publications/nl/037_201312.pdf

大澤麦「共和制イングランドの政治原理」、『日本ピューリタニズム学会 Newsletter』13、30-34頁、2012年。

ミホル・オシヨクル(大澤麦訳)「17世紀中期アイルランドにおける戦争と和平」、『思想』1063号、依頼有、116-139頁、2012年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤麦 (OSAWA, Mugi)
首都大学東京・社会科学研究科・教授
研究者番号：30306378

(2) 研究分担者 なし
()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし
()

研究者番号：